

平成24年第2回
中札内村議会臨時会会議録

平成24年7月23日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
福祉課長	岡田好之君	施設課長	長澤則明君
福祉課			
保育所長	成沢雄治君		

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第 4 0 号	中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 5	議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 6	議案第 4 3 号	工事請負契約の締結について

開会 午前10時00分

○議長（高橋和雄君） ただ今の出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番北嶋議員と1番中井議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎ 日程第3 議案第40号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、議案第40号中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内保育所の移転改築に伴い、中札内保育所と中札内村子育て支援センターの位置が変更になることから条例改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー2番、議案関係資料の1ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

中札内村保育所の移転改築に伴いまして、中札内保育所と子育て支援センターの位置について完成後の位置とするもので、それぞれ保育所と子育て支援センターの位置を東4条

南7丁目1番地2とするものでございます。

施行期日を附則におきまして、施設が完成し運営が開始予定の平成25年10月1日までに規則で定める日としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） 位置が変わるという条例なのですが、これには全然異論はないのですが、ただ条例の入れ方として、附則ですね。通常だと条例本文に施行期日をきちっと入れるというのが通常かなと思います。

今回、10月1日までの間において規則で定める日からということで、何かちょっとわかりづらいかなというふうに思います。

10月1日から運営開始ということなら、10月1日から施行するという、それが分かりやすいのではないかなと、そんな気がするのですが。

条例の入れ方の問題ですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この件につきまして、きちっと工事が完成するという明らかな担保がございましたら間違いないのですけれども、工事について今の状況でございますので、完成までいろんな変化がある可能性もございますので、そこで一応9月末までの工期ではございますけれども、予定をみて10月1日としていますが、万が一のことを考えてこういうような形をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第40号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第40号中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第41号 工事請負契約の締結について

◎ 日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） この際日程第4、議案第41号、工事請負契約の締結について、

日程第5、議案第42号、同じく工事請負契約の締結についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内保育所改築建築主体工事及び機械設備工事を平成25年8月30日までの工期で実施しようとするものであり、7月19日に指名競争入札を行った結果、建築主体工事は2億9,925万円で、株式会社ネクサスが、機械設備工事は7,665万円で奥原・昭和熱器経常建設共同企業体が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 黒ナンバー2番の議案関係資料2ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、中札内保育所改築建築主体工事は、6社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社ネクサスで、予定価格3億675万7,000円に對しまして、最低価格は、2億9,925万円。

落札率は、97.56%でした。

なお、2番札は3億1,185万円。

3番札は、3億1,626万円でありました。

3ページから5ページには、工事の配置図、平面図、立面図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

続いて6ページをお開き願います。

中札内保育所機械設備工事は、5社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、奥原・昭和熱器経常建設共同企業体で、予定価格7,761万6,000円に對し、最低価格は7,665万円。

落札率は98.76%です。

なお、2番札は7,875万円。

3番札は、7,980万円でありました。

7ページから8ページには、工事の平面図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいと思います。

一括ですからちょっと長くなるわけですが、はじめに、関連するということでこの際伺いたいというふうに思いますが、7月19日の入札及び契約状況表につきまして、村のホ

ホームページによって公開されております。

それを見ますと、9件のうち3件が不落札ということで、随意契約ということになっておりますが、過去の状況からみますとあまりにも不落率が多いというふうに考えております。

そういった状況というものは、私は、平成14年度から入札契約手続きの一層の透明化を図るため、予定価格の公表に関する要綱を定めて、予定価格の事前公表を行ってきておりましたが、村は本年度から、ご存じのように、建設工事における事前の落札予定価格の公表を廃止をし、指名業者も継続して非公表とすることを決定したことの影響が出ているのではないかとこのように考えますが、こういった要因を理事者としてどのように受け止め、どう判断されているのか伺いたいというふうに思います。

また、議案41号の中札内保育所改築建築主体工事につきまして、ただいま説明があったところでございますが、指名業者は6社の単体の業者であります、そのほかに、今回、共同企業体の申請はなかったのかどうか伺いたいというふうに思います。

申請があったとすれば、業者の組み合わせにつきまして伺いたいというふうに思います。

それから、議案第42号の中札内保育所改築機械設備工事の関係でありましたが、これについても、今説明がありましたけれども、指名業者につきましては、一つの共同企業体と4社の単体業者であります、ほかに共同企業体の申請はなかったのかどうか伺いたいというふうに思います。

申請があったとすれば、業者名等を伺いたいというふうに思います。

とりあえずその2点についてお願いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ただいまご提案させていただきました2件の工事請負契約の締結につきましては、入札は1回で落札をしておりますので、不落ということではございません。

ご質問にありましたその要因等につきましては、まだ4月から4カ月目ということで、村として不落の原因について詳しく分析しているという状況にはございません。

もう一つ、質問にありました指名業者の公表ということについては、これは従来からもしておりませんで、引き続き非公表ということで入札業務を行っております。

2点目のご質問の建築主体工事及び機械設備工事の他の経常共同企業体の申請がなかったのかということですが、建築主体については、入札日の前日に申請がございまして、一つの企業体からでございます。

指名選定委員会の前日に申請があったということで、書類等の審査が間に合わなくて、業者の選定では、その時点ではまだ申請を受理したということにはなっておりませんでした。

受付はしておりますけれども、正式に登録には至らなかったということで、今回の選定には対象にはしていません。

機械設備については、その他はございませんでした。

○議長（高橋和雄君） 5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 建築主体の関係ですが、聞くとところによりますと、経常企業体の運用基準に基づく資格審査があるわけですが、今、総務課長が言うようなことで、間に合わないという申請が却下されたようでございますが、基準では、雑則の中では、共同企業体の編成条件並びに資格審査申請の受付期間、方法等については、公告において明示するものとする、こういうことになっているわけですから、ここら辺の中身について、この際、前日で間に合わなかったということですから、どういう日程等のあれでどうなったのか、具体的に聞かせてほしいというふうに思います。

中札内保育所改築機械設備工事の関係ですが、申請があったとすれば、業者名を伺いたいということで、まだ答弁をいただいていないわけですが、何か企業体ということで一つの業者についてはAランク。もう一つの企業についてはCランクという、こういう組み合わせになっておりまして、それは不可として、なぜ却下したのか伺いたいと。

その2点について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、建築主体工事につきましては、平成24年度の工事等の発注にあたりまして、一括公告をしております。

今回の保育所の建築主体工事につきましては、企業体とそれから単体と両方可能ということで公告をしておりますので、その公告以降、随時受け付けられるということになっております。

それで、先ほどご説明しましたように、申請書の受付をした日が、業者の選定委員会の前日ということで、審査が間に合わなかったことから、その時点では登録には至らなくて、却下ということではございません。

選定日には間に合わなかったということでございます。

ですから、今後、もし同様の建築の工事があれば、それは選定される可能性はあるということでございます。

機械設備につきましては、経常共同企業体の組み合わせの決まりとしまして、主たる業者の方がAランクだとしますと、Bランク、連続するといいますか、直近のランクの業者でしか組めないということになっておりますので、問合せがあった業者についてはCランクでございましたので、却下ということではなくて、電話でそれはできませんということでお答えをして、申請書については出ておりませんので、却下したということではございません。

○議長（高橋和雄君） 5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 3回目で最後ということですが、建築主体工事、選定委員会の前日まで届いたのだけど間に合わなかったという、それは本当に間に合わない理由になるのかどうか。

選定委員会の前の日に着いているということですから。

これにつきましては、地元業者なのです。

とすれば、特段の配慮しなくても、地元業者の育成ということで考えれば、当然、前日に届いたものでもきちっとやっぱり指導するなり、あるいはまた、受け付ける中で、そういうチャンスというか、ぜひ取るべきでなかったのかなというふうに私は考えております。

さらにまた、機械設備工事の関係ですが、いわゆる共同企業体の運用基準があるわ

けですが、その中の経常企業体の運用基準。構成員の資格要件ということがあるわけですが、その中では確かに、直近等級に格付けされているとの組み合わせと。

総務課長言うように、AとBランクということだというふうに思うのですが、一方、その運用基準の中では、最後の雑則の中では、村長として特に認めれば、そのことについてはできるという項目もありますし、さらに国土交通省の共同企業体の運用準則という、こういうものがあるわけですね。

その中では、個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合については、直近2等級までの組み合わせを認めることということで、国の基準の中では弾力的に、言ってみれば、A、B、Cランクの形についてはいいよと、こういう捉えをしているわけです。

よりまして、他の町村いろいろあるかと思いますが、結構こういうCランクレベルの企業でも、他の町村においてはこういう共同企業体ということで結構組んでいるのですね。

その中で、Aランクという会社があつて、今回、私は地元のCランクという業者を言っているわけですが、当然、地元中小企業の育成ということが非常に大切であるというふうに考えておりますし、そのことが市街地の活性化、あるいは商工業の育成、振興ということにもつながるのではないかということですから、その運用基準を盾に取って、AとBだけでCはだめだよと。そういった考え方については何か固執しているというのか、もっと大局的に、今言ったようなことを大きく捉えながら、やっぱり地元企業がきちっと参加できるような形、僕は持っていくべきでないかなというふうに思うのですね。

よりまして、非常に、商工会の商店街についても結構店を閉めるだとかなくなっただとかって聞きますよね。

そういうものを当然影響するわけですから、

今後、そういった運用基準を弾力的に運用する中で、ぜひ、地元企業、そういう中に入れる中でチャンスを与えていくということを僕は村長として考えるべきでないかというふうに思っていますので、その辺の答えをいただいて、3回になりますから終わりにしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方から総括的にお答えをさせていただきたいとします。

共同企業体については、過去にも地元企業の育成のためということで要項をつくって実施をしております。

ただ、こういう時代でございますから、やはり地元の企業さんもそれぞれご努力をいただいて、いろんな場面でご活躍をいただいておりますけれども、今、なぜそのランクをご承知か私どもはわかりません。

申請も来っていないランクの業者がご承知だということで、ちょっと不自然かなというふうに私は思っておりますけれども、ただ単純にA・Cだからだめだということではなくて、組み合わせ上、いろんなパターンを想定して、例えば、A・B、A・B・C、Cが入れる場合もございます。

しかし、議員がご質問の中でおっしゃったように、やはりそれに見合う技術力だとか、この間の事業の内容、特に年間通して、3月になりますと、それぞれの業者の工事の評価をやっております。

そういうことも含めて、トータルで私ども普段からご指導させていただいていますし、業者の方にもご努力をいただくようなことは勧めておりますけども、ただ、ルールはルールとして、4月の1日かな、2日かな。の日に年間の工事は全部公告をしております。

それ以降ずっと受付は可能でございますし、そういったことの猶予期間はたつぷりと持っていると思うので、これが、前の日も前の日、ぎりぎりになってから来て、次の朝の話ですから。

これはきちっとした資格審査ができるかということになりますと、これは非常に問題だと。

逆に言うと不適正を生じると、これは逆にその入札自体がふさわしかったかなということの指摘もいただくのかなというふうに思いますので、地元の業者さんを育成するという視点は一向に変わっておりませんし、そういう機会があれば、そういう事業については配慮をしながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、これにプラスアルファ、たまたま大きな事業になりますと、地元の業者以外が取る工事が非常に多くなります。

そういった工事については、今議員がご心配の地元の企業なり商工会、商店街、そういったところにも少しでも多く波及をするように、これはきちっとした形で要請なり担当の方から相談をさせていただくということでやってございますので、トータルとしてはご意見、同じ部分がございますので、そういったことについても、今後も随時、適切な配慮はしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問を頂戴したいと思います。

6番、男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 議案第42号の機械設備工事のことなのですが、この機械の設備はどういった機械が主に整備されるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 機械設備でございます。

一般的に言う暖房、空調。あとはそれに伴う給排水設備等の設備を含めて機械設備というふうに言っております。

○議長（高橋和雄君） 6番、男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、水道は別ですね。

水道の配管は別ですか。

水道の配管とか、蛇口を付けるだとか、例えば、給排水管ですから、下の基本的な工事、水道を引くというのですか。本管からそのところまでというか、保育所までの工事は別ですね。

それともう一つ、電気の工事は別なのですね。今回は。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 建物に伴う給水、排水の全て、設備の蛇口から水道管から、それは全部建物の機械工事ということで入っております。

本管から引く部分も含めて。

本管に引いてくる水道、下水の工事は別の発注で、それはまた別の工事でやるというふうになっております。

電気につきましては、照明も含めて全て電気工事のものを別発注ということになっております。

機械の設備の発注ではなく、電気設備工事ということで、もう1本別発注で発注しております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

これで、質問を終わりたいと思います。

最初に、議案第41号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、41号の議案に対して、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま議論させていただきましたが、私は受注機会の拡大による地元業者の育成と地域経済活性化のために配慮すべき公共事業の発注において、地元業者を排除した指名業者の競争入札による工事請負契約については反対するものであります。

○議長（高橋和雄君） 次に、賛成の方の討論をお願いをしたいと思います。ありますか。

4番、笠松議員。

○4番（笠松直君） 私も一般論として、地元の業者の育成というのは、これは十分配慮しなければならないと思っております。

ただ、今回のことに関すると、前日だったということですね。

公告されたのは4月の1日か2日。十分時間があつたにもかかわらず、逆に業者を指導するという立場からすれば、もっと事前に、十分時間を持って申請すればよかったのではないかと、こう私は考えますので。

むしろ指導の方向が違うのではないかというふうに思います。

よって、今回の案件については賛成をいたします。

○議長（高橋和雄君） そのほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第41号、工事請負契約の締結についてを起立により採決をいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

5番、黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、41号と同じなわけですが、私は本議案に対し反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど議論させていただきましたが、私は、受注機会の拡大による地元業者の育成と地域経済活性化のために配慮すべき公共事業の発注において、地元業者を排除した指名業者の競争入札による工事請負契約については反対するものであります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、討論ございませんか。

賛成の方の討論をお願いします。

3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） 受注機会の確保という面で、企業体制度あるわけですが、一定の条件をクリアするとすれば、ルールにそって、地域企業の積極的な取組み、これを今後も進めてほしいということで、この議案については賛成したいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、議案第42号、工事請負契約の締結についてを起立により採決をいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第6、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、公営住宅建設建築主体工事を、平成25年2月15日までの工期で実施しようとするものであり、7月19日に指名競争入札を行った結果、1億804万5,000円で株式会社佐藤工務店が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 黒ナンバー2番の議案関係資料9ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、公営住宅建設建築主体工事は、6社による指名競争入札を行いました。

落札業者は株式会社佐藤工務店で、予定価格1億1,151万円に対し、最低価格は1億804万5,000円。落札率は96.86パーセントです。

なお、2番札は1億857万円。

3番札は1億878万円でありました。

10ページから12ページには、工事の配置図、平面図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わります。

議案第43号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回、主体工事ですね。

このほかに、昨年もそうだったのですが、電気とか機械の入札があったのかなと思うのですが、そこら辺の状況について、ちょっと教えてください。

あと、これの財源ですね。これについてもちょっと教えてほしいなと。

もう1点、工事の関係、建物の中身についてはほとんど昨年と同じかなと思って見ていました。

金額についても前年とほぼ同様だと思います。

昨年の建築工事を見てもわかるのですが、1メートル弱ぐらい基礎が下がっているというか、掘った中で建てているのですよね。

あれはちょっとどうなのかと思うのですが、それはそれとして、今年度の工事についてもあんな形になるのか。

地盤がどんな状況か、そこら辺の調査をして予算計上しているのか。

そこら辺について教えてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の建築主体工事以外の工事についてですけれども、同じく分離発注をしております、機械設備と電気設備それぞれに入札をして、7月19日の入札で決定をしております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 財源内訳についてでございます。

予算の段階でございます。

予算が1億4,950万円見ておりまして、住宅交付金に国からの交付金を6,300万円。

公営住宅起債を7,370万円。

そのほか、一般の使用料、公営住宅使用料、一般の公営住宅の方から入ってくる使用料を866万円見させていただいて、残りが普通の一般会計からの持ち出しということで財源は見ております。

それと、公営住宅の、昨年の公営住宅、一部地盤調査する中で、地盤がちょっと軟弱だということで、その建設地を一部掘り下げて、通常より掘り下げまして、通常の高さの上にコンクリートの基礎を少し厚めに盛って建設しております。

その分ちょっと若干低くなっておりますけれども、今年につきましても、地質調査を2年前にしておりますので、その部分の地質調査の中で、一部軟弱部分を別発注で、一部ちょっと工事、途中、土を調査しまして、その中で基礎部分を高くするような形で、通常的基础厚部分より、その分低くなった部分は高くするというように進めております。

最終的に、25年度の建設地と同じようなレベルのような高さにしていきたいというふうに、今年の建設については実施する方向でしております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 財源内訳はわかりました。

あと、主体工事以外の電気関係、契約額と業者名、教えてほしいのと、最後の3点目の地盤は、通常の周りのあれと合わせるということでもいいのでしょうか。

ちょっと今聞いていてよくわからなかったんですけど。

そこら辺についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、機械設備工事ですけれども、契約金額は1,984万5,000円です。

契約の相手方の業者ですけれども、有限会社昭和熱器工業でございます。

次に、電気設備工事ですけれども、契約金額が915万6,000円です。

契約の相手方となる業者名は、有限会社双栄電機工業です。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） ちょっと説明がわかりづらかったかなと思いますけども、当初予定していたのが、北側の道路の歩道部分と同じようなレベルということで建設を予定しておりました。

その中で、地質調査した中で、軟弱な部分があるということで、その部分を取りまして、通常の基礎厚に1.35メートルのコンクリートの基礎厚に、その分低くなった分、1.45メートル足してつくっております。

その部分が、住宅が少し低くなった要因と感じております。

その部分で、今年の建設の部分につきましては、それから徐々に北側のレベル高さに合わせるような形で、今年の部分については実施する予定ということで、将来的には北側の歩道の部分とつり合わせていくような形で実施するというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで質疑なしと認めます。

討論を行います。

議案第43号に対する討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ありませんか。

それでは、これで討論を終わりたいと思います。

議案第43号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案43号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の宣告

○議長（高橋和雄君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分